

昭和56年の国際障害者年を契機として、身体障害者福祉に関するさまざまな試みが国民各界各層に展開され、身体障害者問題に対する国民の理解と関心は著しく高められた。この情勢に対応して、身体障害者福祉審議会は昭和57年3月、厚生大臣に対して「今後における身体障害者福祉を進めるための総合的方策」について答申を行ったが、この答申は、戦後30年余にわたるわが国の身体障害者福祉の沿革と、近年における内外の諸情勢を踏まえ、長期的展望に立って将来身体障害者福祉の採るべき方策を示したものであった。

本検討委員会は昨年10月、同答申の内容を具体的施策に反映させるために必要な基本的事項の検討に関して社会局長から諮問を受け、以後鋭意研究討議を続けてきた結果、以下のような考え方に基づいて施策を進めることが適当であるとの結論に達したので報告する。

なお、今日我が国の財政状況等は一段と厳しさを増しており、身体障害者福祉の諸問題の解決は容易ではないと考えられるが、その重要性に鑑み、今後関係各方面の理解と協力を得ながら、本報告の具体化に向けて努力されるよう要望する。また、同答申の内容は極めて広範多岐にわたり、長期的視野に立った検討を必要とする事項も少なくないことから、今後の検討に委ねたものも多く、これらの事項については引き続き検討されるようあわせて要望する。

1. 身体障害者の範囲

(1) 法形式について

身体障害者の範囲については、現在法別表によって主として身体の部位別に制限列举方式により定められているが、近年における障害の態様の著しい変化を見るに、この方式では的確に対応することは困難と考えられる。障害の多様化、複雑化、さらに新しい類型の障害の発生等の状況に対処するため、法改正に当たっては従来の規定に加え、政令等によって指定する方式を導入することが適当である。この措置は、法が新たに対象とすべき障害に迅速に対応することにも寄与するであろう。

(2) 内臓機能障害について

内臓機能障害については、常時医学的管理を必要としかつ症状が可変的なものが多く、障害の範囲をこれらにまで及ぼすことは、すべての疾病に広がることとなるので、障害と疾病との概念の明確化を図る方向で検討することが適当である。人工肛門、人工膀胱の造設術を受けた者等膀胱直腸の障害による排せつ機能障害については、当該障害の態様、程度等に留意しながら、法の範囲

. 3 . 9 . 身体障害者福祉基本問題検討委員会

会

報 告 書

(58 . 8 . 24 .)

はじめに

に含める方向で検討することが適当である。

(3) そしゃく機能障害について

そしゃく機能障害については、言語機能障害等との均衡を考慮し、法の対象に含める方向で検討することが適当である。

(4) 重症心身障害について

重症心身障害者は重度の肢体不自由を伴っているもので、この側面で法の対象となりうる。

なお、これらの者に対する援護措置は、現在、児童福祉法及び精神薄弱者福祉法によって行われているので、法の対応はこれらの措置の及ばない範囲、例えば補装具の支給等に限られるであろう。

(5) 遷延性意識障害について

専ら意識障害に起因する肢体不自由等を法の対象とすることは適当でないが、個々に身体の障害の状態に応じて法の対象とすることが適当である。なお、これらの者に対する援護措置は、例えば常時医学的管理を要しない者について、必要に応じて療護施設に収容すること等が考えられる。

2. 障害程度等級

(1) 程度等級の評価について

程度等級評価の方式は、現在、身体の各部位の生理・解剖学的所見が主体となっているが、この方式は身体の機能の状況を総合的に把えることにより評価することが必要な全身性障害に関する評価基準としては必ずしも適当ではない。これを補う基準としては、日常生活能力に着目する評価方法があるが、日常生活能力そのものが本人の意欲、環境による条件などに左右されるものであるうえ、その評価も評価者の主観によって異なることがあると考えられるので、これをすべての障害についての評価基準として採用することは、時期尚早と考える。従って、今後の専門的研究によって客観的な評価方法が確立されるまでの間は、緊張性アトローゼ型脳性まひ等の全身性障害に関して日常生活能力を加味した方法を適用するととどめることが適当と考える。

また、二以上の身体の障害を持つ重複障害については、その評価方法を法施行規則別表の障害程度等級表のうで明確にすべきである。

(2) 障害程度等級表の合理化について

障害程度等級表については、身体障害者福祉審議会の答申の趣旨に基づき、上記(1)を含め、同審議会審査部会を中心に専門的見地からできるだけ速やかに整備改善を図るべきである。

3. 障害の認定方式

(1) 障害の認定について

現在、障害程度等級の認定は、手帳申請の際に添付される指定医の意見書を参考として行われているが、審議会答申の趣旨に則り、必要に応じ身体障害者福祉に関する技術的専門機関である更生相談所の意見を徹することとするのが適当であり、この措置により、障害認定の公平性と統一性を確保すべきである。

(2) 障害の有期認定について

認定に際して、将来障害の程度が変化することが予想される場合において、障害程度等級の認定の有効期間を定める取扱いを導入することは、障害の状況を的確に把握するうえにも効果的であり、また、障害の程度が進行しあるいは軽減した場合に適切に対処することに役立つと思われるので、事務処理上及び法制上の問題を検討の上善処されたい。

(3) 身体障害者手帳の様式等について

身体障害者手帳を効果的に活用するため、証明書の部分と動態的記録の部分の内容を整理する等手帳の様式の改善を図ることが適当である。あわせて、手帳交付を申請する際の診断書についても様式の統一等の改善を図る必要がある。

4. 身体障害者更生相談所

更生相談所については、手帳交付に当たって担うべき役割についても前述したように、本来身体障害者福祉の医学その他の技術的分野に関する中核的機関であるが、現行法は、その任務につき、補装具の処方、適合判定等に関して規定するにとどまる。法の趣旨であるリハビリテーションの実効をあげるためには更生相談所をその中枢機関とすべきであり、この観点から同相談所の機能として、前記の障害程度認定に関し意見を述べることを法に規定するほか、更生相談所の次の業務の充実について検討すべきである。

身体に障害のある者に関する問題につき相談に応じること

身体障害者福祉に関する調査研究並びに情報の収集及び提供を行うこと

身体障害者福祉に関する業務に従事する者の研修を行うこと

福祉事務所等の行う身体障害者の家庭その他に対する訪問指導につき技術的指導及び助言を行うこと
付言すれば、上述のような措置によって機能を拡充し

た更生相談所と、新たに位置づけされた更生施設その他の関連サービス機関が有機的に連携し運営されることにより「総合リハビリテーションセンター」の機能が果たされ、法の目的がよりの確により効果的に達成されるものとする。

5. 施設対策

(1) 施設体系及び更生施設について

法による更生援護施設は現在10数種に及んでいるが、これらの施設の目的及び果たすべき機能に着目して、再編成しその体系化を図ることが適当と考える。この場合、将来方向としては、審議会答申の、更生施設・作業施設・生活施設・地域利用施設の四分類に従って体系づけることが適当と考えるが、当面次のような措置を講じることが適当である。

更生施設は、法では障害の種別により定められているが、身体障害者は障害の種別を問わず多種多様の専門的訓練及びケアを必要とし、そのような需要に対応するためには施設運営はより弾力的な形態をとる必要がある。このため法改正に当たっては、現行の障害別の施設の規定を改め、これを身体障害者更生施設として統一し、障害別に具備すべき施設の機能等については必要に応じて省令等で定めることとすることが適当である。

(2) 作業施設について

授産施設、福祉工場等の作業施設は、雇用されることが困難な身体障害者の就労の場として極めて重要な役割を果たしており、その充実を図る必要がある。作業施設は、近年、小規模化の傾向にあり、将来の方向として対象者の障害の相違を踏まえた共同利用等について検討を進める必要がある。

(3) 生活施設について

身体の機能の障害のために、日常生活を営むうえに一部介護を必要とし、かつ、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者については、一定の設備を有する居室とケアを提供する身体障害者福祉ホーム（仮称）を設けるべきである。このため、法に新たに規定することを検討するとともに、その整備を図ることが適当と考える。

なお、この施設は、経営主体と入居者の契約による利用施設とし、利用料については原則として入居者の負担とすることが適当である。

(4) 地域利用施設について

地域利用施設の基幹施設として、身体障害者福祉センターを法に規定する必要があると考える。同センターの

業務としては、身体障害者に関する相談、健康の増進、情報文化に関する諸活動、スポーツ、レクリエーション及び保健・休養のための便宜供与などがあげられよう。

この場合、全国的規模において総合的運営を行うものの機能をより効果あらしめるため、その位置づけについて考慮することが適当である。

なお、点字図書館等については、名称と実態の乖離がみられるので、その名称等について再検討する必要がある。

(5) 更生援護施設への収容等の措置について

更生援護施設への収容等の措置について、法では、国又は地方公共団体の設置する施設によりがたい場合等に厚生大臣の指定する施設に委託することを規定しているが、社会福祉法人の設置する施設の果たすべき役割を考慮の上再検討する必要がある。

(6) 費用負担について

施設に入所し又は施設を利用する場合の費用の負担については法に規定がないが、所得保障制度の動向を見極めつつ、施設の性格及び入所者（利用者）の実状を考慮し、合理的な在り方を検討する必要がある。すなわち、

更生施設については、短期間更生に必要な訓練や知識技能等を与えることにより積極的に身体障害者の更生を図ることを目的とする施設であることを考慮の上、費用負担の在り方を検討する必要がある。

授産施設については、一定期間更生施設に準ずる訓練をも行う施設であることを考慮の上、費用負担の在り方を検討する必要がある。

療護施設については、生活施設の機能を有している施設であることを考慮の上、費用負担の在り方を検討する必要がある。

6. 更生医療制度

更生医療制度は、医療保険の充実等によりその本来の領域に変化がみられるが、医学の進歩、他制度の動向等を見極めつつ、今後の在り方について検討する必要がある。

7. 補装具制度

補装具については、その製作・普及の状況、新しい機器の開発等の実状のうえに立って、概念及び具体的内容の明確化、支給システムの改善等につき検討を加える必要がある。また、補装具の研究開発の促進を図るため国立身体障害者リハビリテーションセンターの機能を充実させる等の措置を講じるべきである。

8. 在宅福祉対策

在宅福祉対策の充実は、今後施策がめざすべき最も重要な方向の一つであり、そのことを法において明らかにすることを検討する必要がある。

9. その他

(1) 製作品の購買等の規定については、その規定内容が時代の変遷によって不適當となっているものがあるので、法改正に当たっては制定の趣旨を活かすよう所要の改正を行うことが適當である。

(2) 本報告に基づいて所要の措置を講じられる場合には、その実施体制等の整備・充実に配慮する必要がある。